

○社会福祉法人登米市社会福祉協議会  
後援名義の使用許可に関する要綱

平成28年10月1日制定

平成30年3月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、関係機関・団体等が主催する事業（講演会、講習会、発表会、チャリティショー）に対し、後援名義の使用許可を行う基準、手続き等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の基準)

第2条 本会が後援名義の使用許可を行う事業は、次の各号に該当することを要件とする。

(1) 主催者が、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 国又は地方公共団体
- イ 公益法人又はこれに準ずる団体
- ウ 民間非営利団体又はこれに準ずる団体
- エ 暴力団関係者等の反社会的勢力でないこと
- オ その他の団体等で公共性・社会性を有し、売名及び営利を目的としたものでないこと

(2) 事業の内容が、次のすべてに該当するものであること。

- ア 公共の福祉推進を目的とする団体に対して、その事業収益を寄付するために行われるチャリティショー等の行事
- イ 原則として宮城県内で開催される行事であること
- ウ 営利を主たる目的とするものではないこと
- エ 宗教的目的を有するものではないこと
- オ 政治的目的を有するものではないこと
- カ 公の秩序及び善良な風俗を乱すものではないこと
- キ 社会的妥当性を欠くものではないこと

(申請手続き等)

第3条 後援名義の使用許可を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として当該事業を開催しようとする日の30日前までに「後援名義使用許可申請書」（様式第1号）に次の各号の資料を添付し、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要がわかるもの（規約、会則、役員名簿、会員名簿、総会資料 等）
- (2) 活動経歴書（様式第1号2）（(1)がない場合は）
- (3) 申請する事業内容がわかるもの（開催要項、予算書、チラシ、広報紙 等）
- (4) その他本会会長が必要と認めた資料等

(許可又は不許可の通知)

第4条 本会会長は、前条の申請に基づき後援名義の使用を許可又は不許可した時は、「後援名義使用

(許可・不許可) 通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 本会会長は、前項の許可について必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第5条 後援名義使用の許可を受けた者(以下「許可書受理者」)は、使用許可の通知を受けた後において、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに申し出て本会会長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第6条 前条に定める手続きを怠り、又は申請内容に反する行為があった場合は、本会会長は後援名義の使用許可を取り消し、許可書受理者に通知するものとする。

(使用名義)

第7条 許可書受理者が使用する名義は、「社会福祉法人登米市社会福祉協議会」、「(福)登米市社会福祉協議会」又は「登米市社会福祉協議会」のいずれかとする。

(事業実施報告)

第8条 許可書受理者は、事業の終了後速やかに事業実施報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日より施行する。